

**第七十五条** 新租税特別措置法第六十八条の九の規定は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下附則第七十九条までにおいて同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第七十六条** 新租税特別措置法第六十八条の十（第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用する。

（連結法人が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第七十七条** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第七号に定める日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項第六号に定める機械及び装置については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の十二（第一項第七号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第七号に定める日以後に取得又は製作をする同項第七号に定める機械及び装置について適用する。

3 新租税特別措置法第六十八条の十二（第五項に係る部分に限る。）の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第七十八条** 新租税特別措置法第六十八条の十五の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する大規模連結法人

として政令で定める連結法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する連結事業年度における同条の規定の適用については、同項中「（大規模連結法人として）政令で定める連結法人の当該供用年度の指定期間内における適用対象投資額」とあるのは「（平成二十年四月一日から当該供用年度終了の日までの期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額」と、「には、二百億円に当該情報基盤強化設備等の取得価額が当該適用対象投資額」とあるのは「における当該期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額については、二百億円に当該取得価額が当該合計額」とする。

（連結法人の教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十九条 旧租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項又は第二項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第八十条 新租税特別措置法第六十八条の十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の二十第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第八号に定める日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八条の二十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十三第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前

の例による。

- 4 新租税特別措置法第六十八条の二十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する資源再生化設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

- 5 新租税特別措置法第六十八条の三十一第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する障害者対応設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の三十一第二項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

(連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

- 第八十一条 新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第七号及び第二十五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

- 2 新租税特別措置法第六十八条の八十四第一項第二号の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う同項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の八十四第一項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(連結親法人である鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)

- 第八十二条 旧租税特別措置法第六十八条の九十四第一項に規定する連結親法人が平成二十年七月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に定める固定資産については、なお従前の例による。

(連結法人の特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置)

第八十三条 新租税特別措置法第六十八条の九十五第一項（新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第六号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第五号に定める日以後に支出する新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金について適用する。

(連結法人の特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置)

第八十四条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十五年十一月三十日までに支出する地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第二号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人に対する寄附金については、旧租税特別措置法第六十八条の九十六の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	同法第十九条第一項に	地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第二号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法（以下この項において「効力地域再生法」という。）第十九条第一項に	同法第五条第三項第三号	同法第十九条第一項の
	効力地域再生法第十九条第一項	効力地域再生法第五条第三項第三号		

同法第十九条第二項	効力地域再生法第十九条第二項
租税特別措置法	所得税法等の一部を改正する法律 (平成二十年法律第号) ～附則第八十四条の規定により なおその効力を有するものとさ れる同法第八条の規定による改 正前の租税特別措置法
第三項 同条第二項	所得税法等の一部を改正する法 律(平成二十年法律第号) ～附則第八十四条の規定により なおその効力を有するものとさ れる同法第八条の規定による改 正前の租税特別措置法第六十八 条の九十六の二第二項

(連結欠損金額の範囲の特例に関する経過措置)

**第八十五条** 旧租税特別措置法第六十八条の九十七第一項に規定する最初に開始する連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(連結法人である農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例に関する経過措置)

**第八十六条** 新租税特別措置法第六十八条の百一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の平成二十一年四月一日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度における同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(その売却した)		(平成二十一年四月一日から当該連結事業年度終了の日までの期間内にその売却した)
事業年度	(当該売却をした日を含む連結期間(以下この項において「経過期間」という。))	(平成二十一年四月一日から当該連結事業年度終了の日までの期間(以下この項において「経過期間」という。))
第四項	が二千頭 が二千頭に当該経過期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数	が二千頭に当該経過期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数
第五項	連結事業年度が 連結事業年度(平成二十一年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度を除く。)が	、当該経過期間内の当該免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計のうち当該計算した頭数
前項	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第号) 〔附則第八十六条の規定により読み替えられた第一項〕	

(経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用に関する経過措置)  
第八十七条 旧租税特別措置法第六十八条の百九第一項に規定する承認を施行日前に

受けた同項に規定する連結親法人が各連結事業年度終了の時において同項に規定する承認経営革新計画に従つて同項の経営革新のための事業を実施している場合については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十日までの間に開始する各連結事業年度」とあるのは、「各連結事業年度」とする。

(相続税の特例に関する経過措置)

第八十八条 相続又は遺贈（贈与をした者の死亡）により効力を生ずる贈与を含む。）により財産を取得した者が、当該取得した財産に属する金銭を平成二十五年十一月三十日までに地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第二号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人に対し贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）をした場合については、旧租税特別措置法第七十条第十一項及び第十二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一項	同法第十九条第一項に
	地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第二号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法（以下この項及び次項において「効力地域再生法」という。）第十九条第一項に
同法第五条第三項第三号	三号
同法第十九条第一項の	効力地域再生法第十九条第一項

第十一項において準用する前項

所得税法等の一部を改正する法律  
(平成二十年法律第二号)

～附則第八十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法(第五項において「平成二十年旧法」という。)第七十条第十一項において準用する前項


(登録免許税の特例に関する経過措置)

第八十九条 新租税特別措置法第七十六条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する農地保有合理化事業を行う法人が買入れをする同項に規定する農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十六条第一項に規定する農地保有合理化事業を行う法人が買入れをした同項に規定する農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十八条の二の規定は、施行日以後に漁業協同組合が同条第一項に規定する権利義務の承継をする場合における当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に漁業協同組合が旧租税特別措置法第七十八条の二第一項に規定する権利義務の承継をした場合における当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 漁業協同組合が、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第二項に規定する

合併をした場合において当該合併により取得した不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

- 4| 新租税特別措置法第八十条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する認定がされる場合における同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定がされた場合における同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

- 5| 新租税特別措置法第八十条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する決定がされる場合における同項第一項第一号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十条第二項に規定する決定がされた場合における同項第一項第一号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

- 6| 旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定経営基盤強化計画又は同条第三項第一号に規定する経営強化計画若しくは同項第二号に規定する変更後の経営強化計画が施行日前に提出された場合における同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

- 7| 新租税特別措置法第八十条の二第一項の規定は、施行日以後に農林中央金庫が同項に規定する事業譲渡により不動産に関する権利を取得する場合（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を除く。）における当該不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に農林中央金庫が旧租税特別措置法第八十条の三第一項に規定する事業譲渡により取得した不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

- 8| 旧租税特別措置法第八十条の三第二項に規定する信用農業協同組合連合会が、施行日前に同項に規定する信用事業の全部又は一部の譲受けにより取得した不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

- 9| 旧租税特別措置法第八十条の三第三項に規定する特定農業協同組合が、施行日前に同項に規定する信用事業の全部又は一部の譲受けにより取得した不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

- 10| 新租税特別措置法第八十条の二第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定農業協同組合が同項に規定する合併により取得する不動産に係る権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十条の三第四項に規定する特定農業協同組合が同項に規定する合併により取得した不動産に係る権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

農業信用基金協会が、施行日前に旧租税特別措置法第八十条の四第一項に規定する保証事業の譲渡を行った場合において当該譲渡により個人又は法人が取得をした不動産の抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12 株式会社が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行つた場合において、旧租税特別措置法第八十一条第九項の規定により読み替えて適用される旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する勧告若しくは指示若しくは認定、旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定又は旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定であつて当該期間内にされたものに係る旧租税特別措置法第七十九条第一項（第一号から第四号までを除く。）、旧租税特別措置法第八十条第一項（第一号から第四号までを除く。）又は旧租税特別措置法第八十条の二第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

13

株式会社が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行つた場合において、旧租税特別措置法第八十一条第十項の規定により読み替えて適用される旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する勧告若しくは指示若しくは認定、旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定又は旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定であつて当該期間内にされたものに係る旧租税特別措置法第七十九条第一項（第一号から第四号までを除く。）、旧租税特別措置法第八十条第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

14

新租税特別措置法第八十三条の三第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定目的会社が取得する同項に規定する特定不動産で同項第二号の要件を満たすもの又は指名金銭債権に係る同項に規定する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第一項に規定する特定目的会社が取得した同項に規定する特定不動産で同項第二号の要件を満たすもの又は指名金銭債権に係る同項に規定する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

15

新租税特別措置法第八十三条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置

法第八十三条の三第二項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

16

新租税特別措置法第八十三条の三第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第三項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(酒税の特例に関する経過措置)

第九十条 この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(揮発油税及び地方道路税の特例に関する経過措置)

第九十一条 第八条の規定（租税特別措置法第八十八条の六の次に一条を加える改正規定に限る。）の施行の際、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十二条の五第一項第三号に規定する揮発油特定加工業者又は同法第十七条の三第一項に規定する揮発油生産業者の揮発油の製造場に現存する揮発油（当該製造場において製造されたものに限る。）のうち、新租税特別措置法第八十八条の七第一項各号のいずれかに掲げる物品と揮発油（同項各号に掲げる物品以外のアルコール含有物又はエチル－タ－シャリ－ブチルエ－テルを混和して製造したものと除く。）とを混和して製造した揮発油であつて揮発油等の品質の確保等に関する法律第十三条に規定する揮発油規格に適合するもの（当該揮発油が同項各号のいずれかに掲げる物品を混和して製造したことにつき、政令で定めるところにより、経済産業大臣が証明したものに限る。）については、当該揮発油を同項に規定するバイオエタノール等揮発油と、当該揮発油の製造者を新租税特別措置法第八十八条の七第三項前段の届出をした者と、それぞれみなし、同条（第三項から第六項まで及び第九項を除く。）の規定を適用する。

(印紙税の特例に関する経過措置)

**第九十二条** 旧租税特別措置法第九十一条の二に規定する民法第三十四条の規定に基づき設立された法人であつて一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財團法人として存続するもののうち、同法第一百六条第一項（同法第二百二十一條第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないものは、新租税特別措置法第九十一条の二に規定する公益社団法人又は公益財團法人とみなして、同条の規定を適用する。

**（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）**

**第九十二条** 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一項を次のように改正する。

（配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）

第三条の二 相手国居住者等が支払を受ける配当等（租税条約に規定する配当、利子若しくは使用料（当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含む。）又はその他の所得で、所得税法の施行地にその源泉があるものをいう。以下同じ。）のうち、当該相手国居住者等に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国居住者等配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第一百七十条、第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三、第九条の三の二第一項、第九条の五の二第二項から第四項まで、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一条の十第一項若しくは第四十一条の十二第一項若しくは第二項の規定の適用には第二項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

2 相手国居住者等が支払を受ける相手国居住者等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第三号及び第五号、第一百六十四条第二項、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十八条

（配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）

第三条の二 相手国居住者等が支払を受ける配当等（租税条約に規定する配当、利子若しくは使用料（当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含む。）又はその他の所得で、所得税法の施行地にその源泉があるものをいう。以下同じ。）のうち、当該相手国居住者等に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国居住者等配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第一百七十条、第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三、第九条の三の二第一項、第九条の五の二第二項から第四項まで、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一条の十第一項若しくは第四十一条の十二第一項若しくは第二項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

2 相手国居住者等が支払を受ける相手国居住者等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第三号及び第五号、第一百六十四条第二項、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十八条

、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第九条の三の二第一項、第九条の五の二第二項から第四項まで、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一条の十第一項並びに第四十一条の十二第一項及び第二項の規定の適用はないものとする。

3 外国法人が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分（次項において「株主等配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第八条の二第三項若しくは第四项、第九条の三、第九条の三の二第一項、第九条の五の二第三項若しくは第四项、第四十一条の九第二項若しくは第四十一条の十二第二項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

4 外国法人が支払を受ける株主等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第五号、第一百七十八条、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第九条の三の二第一項、第九条の五の二第三項及び第四项、第四十一条の九第二項及び第三項並びに第四十一条の十二第一項の規定の適用はないものとする。

5 非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国団体配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第百七十条、第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四项、第九条の三、第九条の三の二第一項、第九条の五の二第二項から第四項まで、第四十一条の九第一項から第三項まで若第一項から第三項まで若しくは第四十一条の十第一項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第九条の五の二第二項から第四項まで、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一条の十第一項並びに第四十一条の十二第一項及び第二項の規定の適用はないものとする。

3 外国法人が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分（次項において「株主等配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第八条の二第三項若しくは第四项、第九条の三、第九条の五の二第三項若しくは第四项、第四十一条の九第二項若しくは第三項若しくは第四十一条の十二第二項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

4 外国法人が支払を受ける株主等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第五号、第一百七十八条、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第九条の五の二第三項及び第四项、第四十一条の九第二項及び第三項並びに第四十一条の十二第二項の規定の適用はないものとする。

5 非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国団体配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第百七十条、第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四项、第九条の三、第九条の三の二第一項、第九条の五の二第二項から第四項まで、第四十一条の九第一項から第三項まで若第一項から第三項まで若しくは第四十一条の十第一項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

6 非居住者又は外国法人が支払を受ける相手国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第三号及び第五号、第一百六十四条第二項、第一百六十九条、第一百七十一条、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第九条の三の二第一項、第九条の五の二第二項から第四項まで、第四十一条の九第一項から第三項まで及び第四十一条の十第一項の規定の適用はないものとする。

7 非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつている当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項、第十三項及び第十四項において「第三国団体配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第二百十三条第一項又は租税特別措置法第八条の二第四項、第九条の三（所得税法第二百十三条第一項に係る部分に限る。）、第九条の三の二第一項、第九条の五の二第四項若しくは第四十一条の九第三項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

8 非居住者又は外国法人が支払を受ける第三国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第一百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第九条の三の二第一項、第九条の五の二第四項及び第四十一条の九第三項の規定の適用はないものとする。

9 所得税法第一条第一項第三号に規定する居住者（以下この条において「居住者」という。）又は同項第六号に規定する内国法人（人格のない社団等を含む。以下「内国法人」という。）が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該居住者又は内国法人が構成員となつている当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この条において「特定配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第一百七十五条、第一百八十二条、第一百五条、第二百八条、第二百九条の三、第二百十一条若しくは第二百十三条第二項又は租税特別措置法第八条の二第三項若しくは第四項、第九条の三、第九条の三の二第一項若しくは第四十一条の九第二項若しくは第三項の規定（以下この項において「居住者等

6 非居住者又は外国法人が支払を受ける相手国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第三号及び第五号、第一百六十四条第二項、第一百六十九条、第一百七十一条、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第九条の五の二第二項から第四項まで、第四十一条の九第一項から第三項まで及び第四十一条の十第一項の規定の適用はないものとする。

7 非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつている当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項、第十三項及び第十四項において「第三国団体配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第二百十三条第一項又は租税特別措置法第八条の二第四項、第九条の三（所得税法第二百十三条第一項に係る部分に限る。）、第九条の五の二第四項若しくは第四十一条の九第三項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

8 非居住者又は外国法人が支払を受ける第三国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第九条の五の二第四項及び第四十一条の九第三項の規定の適用はないものとする。

9 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者（以下この条において「居住者」という。）又は同項第六号に規定する内国法人（人格のない社団等を含む。以下「内国法人」という。）が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該居住者又は内国法人が構成員となつている当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この条において「特定配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第一百七十五条、第一百八十二条、第一百五条、第二百八条、第二百九条の三、第二百十一条若しくは第二百十三条第二項又は租税特別措置法第八条の二第三項若しくは第四項、第九条の三若しくは第四十一条の九第二項若しくは第三項の規定（以下この項において「居住者等

の項において「居住者等の特定配当等に関する規定」という。) の適用について  
は、当該限度税率(当該限度税率が住民税(道府県民税をいう。以下この項において同じ。)をも含めて規定されている場合には、当該限度税率から地方税法第七十一条の六第一項若しくは第二項、第七十一条の二十八又は附則第五条の三の規定において当該特定配当等に適用される税率を控除して得た率(当該率が零を下回る場合には、零。以下この項において「控除後限度税率」という。)とする。)が当該特定配当等に適用される居住者等の特定配当等に関する規定に規定する税率以上である場合を除き、居住者等の特定配当等に関する規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該特定配当等につきそれぞれ適用される限度税率(当該限度税率が住民税をも含めて規定されている場合には、控除後限度税率とする。以下この条において「適用限度税率」という。)によるものとする。

## 10 省略

11 居住者又は内国法人が支払を受ける特定配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定があるものについては、所得税法第七条第一項第四号、第一百七十四条、第一百七十五条、第一百八十二条、第二百四条第一項、第二百七条、第二百九条の二、第二百十条及び第二百十二条第三項並びに租税特別措置法第九条の三の二第一項並びに第四十二条の九第二項及び第三項の規定の適用はないものとする。

## 12・13 省略

14 所得税法第一百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者が支払を受けるべき第三国団体配当等(当該非居住者が同項第二号又は第三号に掲げる者である場合には、これらの号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。)のうち、第七項又は第八項の規定の適用を受けるもの(租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる配当等に限る。以下この項及び次項において「申告不要第三国団体配当等」という。)に係る配当所得については、租税特別措置法第八条の五の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要第三国団体配当等に係る配当所得については、所得税法第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額(次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の二十(租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等にあつては、百分の十五)の税率

の特定配当等に関する規定」という。)の適用については、当該限度税率(当該限度税率が住民税(道府県民税をいう。以下この項において同じ。)をも含めて規定されている場合には、当該限度税率から地方税法第七十一条の六第一項若しくは第二項、第七十一条の二十八又は附則第五条の三の規定において当該特定配当等に適用される税率を控除して得た率(当該率が零を下回る場合には、零。以下この項において「控除後限度税率」という。)とする。)が当該特定配当等に適用される居住者等の特定配当等に関する規定に規定する税率以上である場合を除き、居住者等の特定配当等に関する規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該特定配当等につきそれぞれ適用される限度税率(当該限度税率が住民税をも含めて規定されている場合には、控除後限度税率とする。以下この条において「適用限度税率」という。)によるものとする。

## 10 同上

11 12・13 同上

14 所得税法第一百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者が支払を受けるべき第三国団体配当等(当該非居住者が同項第二号又は第三号に掲げる者である場合には、これらの号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。)のうち、第七項又は第八項の規定の適用を受けるもの(租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる配当等に限る。以下この項及び次項において「申告不要第三国団体配当等」という。)に係る配当所得については、租税特別措置法第八条の五の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要第三国団体配当等に係る配当所得については、所得税法第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額(次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の二十(租税特別措置法第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、平成二十一年三月三十

から第七項の限度税率を控除して得た率（当該非居住者が第八項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十（租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等にあつては、百分の十五）の税率）を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。

## 15-19 省略

20 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、第九項から第十一項までの規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる配当等に限る。以下この項及び次項において「申告不要特定配当等」という。）に係る配当所得については、同条の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要特定配当等に係る配当所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要特定配当等に係る配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要特定配当等に係る配当所得の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二十（租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等にあつては、百分の十五）の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十（租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等にあつては、百分の十五）の税率）を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。

## 21-27 省略

### （配当等又は譲渡収益に対する申告納税に係る所得税等の軽減等）

## 第四条 省略

2 相手国居住者等が有する相手国居住者等所得であつて所得税又は法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得（所得税法第一百六十五条又は法人税法第一百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）については、所得税法第七条第一項第三号、第一百六十四条第一項及び第一百六十五条並びに法人税法第九条及び第一百四十二条から第一百四十四条までの規定の適用はないものとする。

## 15-19 同上

20 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、第九項から第十一項までの規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる配当等に限る。以下この項及び次項において「申告不要特定配当等」という。）に係る配当所得については、同条の規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要特定配当等に係る配当所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要特定配当等に係る配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要特定配当等に係る配当所得の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二十（租税特別措置法第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、平成二十一年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。）の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十（租税特別措置法第九条の三第一項各号に掲げる配当等で、同日までに支払を受けるべきものにあつては百分の七とし、同日後に支払を受けるべきものにあつては百分の十五とする。）の税率）を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。

## 21-27 同上

### （配当等又は譲渡収益に対する申告納税に係る所得税等の軽減等）

## 第四条 同上

2 相手国居住者等が有する相手国居住者等所得であつて所得税又は法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得（所得税法第一百六十五条又は法人税法第一百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）については、所得税法第七条第一項第三号、第一百六十四条第一項及び第一百六十五条並びに法人税法第九条、第十条及び第一百四十二条から第一百四十四条までの規定の適用はないものとする。

### 3 省略

4 外国法人が有する株主等所得であつて法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得（法人税法第百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）については、同法第九条及び第一百四十一条から第百四十四条までの規定の適用はないものとする。

### 5 省略

6 非居住者又は外国法人が有する相手国団体所得であつて所得税又は法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得（所得税法第百六十五条又は法人税法第一百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）については、所得税法第七条第一項第三号、第一百六十四条第一項及び第一百六十五条並びに法人税法第九条及び第一百四十一条から第百四十四条までの規定の適用はないものとする。

### 7・8 省略

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十四条 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約実施特例法」という。）第三条の二第十四項の規定は、同項に規定する非居住者が平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する申告不要第三国団体配当等について適用し、同日前に前条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（第三項において「旧租税条約実施特例法」という。）第三条の二第十四項に規定する非居住者が支払を受けるべき同項に規定する申告不要第三国団体配当等については、なお従前の例による。

2 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間（第四項において「経過期間」という。）内に新租税条約実施特例法第三条の二第十四項に規定する非居住者が支払を受けるべき新租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等（第四項において「上場株式等の配当等」という。）に係る新租税条約実施特例法第三条の二第十四項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 新租税条約実施特例法第三条の二第二十項の規定は、居住者が平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する申告不要特定配当等について適用し、

とする。

### 3 同上

4 外国法人が有する株主等所得であつて法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得（法人税法第百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）については、同法第九条、第十条及び第一百四十一条から第百四十四条までの規定の適用はないものとする。

### 5 同上

6 非居住者又は外国法人が有する相手国団体所得であつて所得税又は法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得（所得税法第百六十五条又は法人税法第一百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）については、所得税法第七条第一項第三号、第一百六十四条第一項及び第一百六十五条並びに法人税法第九条、第十条及び第一百四十一条から第百四十四条までの規定の適用はないものとする。

### 7・8 同上

同日前に居住者が支払を受けるべき旧租税条約実施特例法第三条の二第二十項に規定する申告不要特定配当等については、なお従前の例による。

4) 経過期間内に居住者が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る新租税条約実

施特例法第三条の二第二十項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第九十五条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)

第十六条 省 略

3 第一項に規定する居住者が、再建特例適用年(同項に規定する特例適用年をいう。)において、再建住宅借入金等の金額(同項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。)及び当該再建住宅借入金等の金額に係る住宅の再取得等以外の同法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等(以下この項において「他の住宅取得等」という。)に係る同条第一項に規定する住宅借入金等(当該他の住宅取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋に係る同項に規定する適用年又は同条第三項に規定する特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の住宅借入金等」という。)の金額又は同法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る同条第一項又は第四項に規定する増改築等住宅借入金等(当該増改築等をした家屋に係る同条第一項又は第四項に規定する増改築等特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の住宅借入金等」という。)の金額又は同法第四十一条の三の二第一項に規定する住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等(当該増改築等をした家屋に係る同項に規定する増改築等特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の住宅借入金等」という。)の金額を有する場合には、当該再建特例適用年における第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項各号及び前項の規定にかかわらず、当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額(当該他の住宅借入金等の金額のうちに、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号)附則第十八条第二項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例適用住宅借入金等(以下この項にお

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)

第十六条 同 上

3 第一項に規定する居住者が、再建特例適用年(同項に規定する特例適用年をいう。)において、再建住宅借入金等の金額(同項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。)及び当該再建住宅借入金等の金額に係る住宅の再取得等以外の同法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等(以下この項において「他の住宅取得等」という。)に係る同条第一項に規定する住宅借入金等(当該他の住宅取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋に係る同項に規定する適用年又は同条第三項に規定する特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の住宅借入金等」という。)の金額又は同法第四十一条の三の二第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る同条第一項又は第四項に規定する増改築等住宅借入金等(当該増改築等をした家屋に係る同条第一項又は第四項に規定する増改築等特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の住宅借入金等」という。)の金額又は同法第四十一条の三の二第一項に規定する住宅の増改築等に係る同項に規定する増改築等住宅借入金等(当該増改築等をした家屋に係る同項に規定する増改築等特例適用年に係るものに限る。以下この項において「他の住宅借入金等」という。)の金額を有する場合には、当該再建特例適用年における第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項各号及び前項の規定にかかわらず、当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額(当該他の住宅借入金等の金額のうちに、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号)附則第十八条第二項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例適用住宅借入金等(以下この項にお

定する特例適用住宅借入金等（以下この項において「特例適用住宅借入金等」という。）の金額が含まれるときは、当該特例適用住宅借入金等の金額又は当該特例適用住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とし、同法第四十一条第三項の規定により同条又は同法第四十一条の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等（以下この項において「特例住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等」という。）の金額が含まれるときは、当該特例住宅借入金等の金額又は当該特例住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。）又は当該増改築等住宅借入金等の金額について、同法第四十一条の二の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。

#### 4-16 省略

#### （所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十六条 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

#### 附 則

#### （相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

#### 第五十五条 省略

#### 2 省略

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者（以下第十五項までにおいて「受贈者」という。）が施行日から平成二十三年三月三十一日までの間で、かつ、同条第一項に規定する贈与者の死亡の日前に、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人で政令で定めるもの（以下この条において「特定農業生産法人」という。）に対し旧租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける農地等のすべて（第五項の規定の適用を受ける同項の借受代替農地等に係る同項の貸付特例適用農地等を除く。）につき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合において、当該設定をしたことについての届出書が、財務省令で定めるところにより、当該設定をした日から二月を経過する日までに当該受贈者の納稅地の所轄稅務署長に提出されたときは、当該受贈者に係る同条第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該設定は、なかったものとみなす。

#### 4 省略

いて「特例適用住宅借入金等」という。）の金額が含まれるときは、当該特例適用住宅借入金等の金額又は当該特例適用住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とし、同法第四十一条第三項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等（以下この項において「特例住宅借入金等」という。）の金額が含まれるときは、当該特例住宅借入金等の金額又は当該特例住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。）又は当該増改築等住宅借入金等の金額について、同法第四十一条の二の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額とする。

#### 4-16 同上

#### （相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

#### 第五十五条 同上

#### 2 同上

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者（以下第十五項までにおいて「受贈者」という。）が施行日から平成二十年三月三十一日までの間で、かつ、同条第一項に規定する贈与者の死亡の日前に、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人で政令で定めるもの（以下この条において「特定農業生産法人」という。）に対し旧租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける農地等のすべて（第五項の規定の適用を受ける同項の借受代替農地等に係る同項の貸付特例適用農地等を除く。）につき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合において、当該設定をしたことについての届出書が、財務省令で定めるところにより、当該設定をした日から二月を経過する日までに当該受贈者の納稅地の所轄稅務署長に提出されたときは、当該受贈者に係る同条第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該設定は、なかったものとみなす。

#### 4 同上

5 第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第七十条の四第八項の規定の適用を受けている受贈者が、施行日から平成二十三年三月三十一日までの間で、かつ、同条第一項に規定する貸付特例適用農地等（以下この条において「貸付特例適用農地等」という。）に係る同項に規定する借受代替農地等（以下この条において「借受代替農地等」という。）のすべてにつき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定（以下この項において「借受代替農地等に係る設定」という。）をした場合（当該受贈者が旧租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける農地等（当該貸付特例適用農地等を除く。）を有している場合には、当該特定農業生産法人に対し当該農地等のすべてにつき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をしたとき有限る。）において、当該借受代替農地等に係る設定をしたことについての届出書が、財務省令で定めるところにより、当該借受代替農地等に係る設定をした日から二月を経過する日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたときは、当該受贈者に係る同条第十項の規定の適用については、当該借受代替農地等が当該特定農業生産法人の農業の用に供されているときに限り、当該借受代替農地等が当該受贈者の農業の用に供されているものとみなす。

6-17 省略

（地方自治法の一部改正）

第九十七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百六十条の二 省略

②-15 省略

⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び

5 第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第七十条の四第八項の規定の適用を受けている受贈者が、施行日から平成二十年三月三十一日までの間で、かつ、同条第一項に規定する貸付特例適用農地等（以下この条において「貸付特例適用農地等」という。）に係る同項に規定する借受代替農地等（以下この条において「借受代替農地等」という。）のすべてにつき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定（以下この項において「借受代替農地等に係る設定」という。）をした場合（当該受贈者が旧租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける農地等（当該貸付特例適用農地等を除く。）を有している場合には、当該特定農業生産法人に対し当該農地等のすべてにつき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をしたとき有限る。）において、当該借受代替農地等に係る設定をしたことについての届出書が、財務省令で定めるところにより、当該借受代替農地等に係る設定をした日から二月を経過する日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたときは、当該受贈者に係る同条第十項の規定の適用については、当該借受代替農地等が当該特定農業生産法人の農業の用に供されているときに限り、当該借受代替農地等が当該受贈者の農業の用に供されているものとみなす。

6-17 同上

第二百六十条の二 同上

②-15 同上

⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び

とする。

人（地方自治法第一百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」とする。

⑯ 省 略

（輸出入取引法の一部改正）  
**第九十八条** 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

（出資輸出組合への移行）

第十六条 省 略

256 省 略

7 第一項の規定により非出資輸出組合が事業年度の中途において出資輸出組合に移行する場合における地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定の適用については、当該事業年度開始の日から移行の日までの期間及び移行の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

（非出資輸出組合への移行）

第十七条 省 略

2 省 略

3 第一項の規定による出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び地方税法の規定の適用については、当該出資輸出組合は、当該非出資輸出組合に移行した時において解散したものとみなす。

（輸出入取引法の一部改正に伴う経過措置）

**第九十九条** 施行日前に前条の規定による改正前の輸出入取引法第十六条第一項の規定により移行が行われた場合の事業年度については、なお従前の例による。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

**第一百条** 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

（出資輸出組合への移行）  
**第十六条** 同 上

256 同 上

7 第一項の規定により非出資輸出組合が事業年度の中途において出資輸出組合に移行する場合における法人税法（昭和四十一年法律第三十四号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定の適用については、当該事業年度開始の日から移行の日までの期間及び移行の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

（非出資輸出組合への移行）

第十七条 同 上

2 同 上

3 第一項の規定による出資輸出組合が非出資輸出組合に移行する場合における所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）、法人税法及び地方税法の規定の適用については、当該出資輸出組合は、当該非出資輸出組合に移行した時において解散したものとみなす。

(出資組合への移行)

第四十九条の八 省 略

2~5 省 略

- 6 第一項の規定により非出資組合が事業年度の中途において出資組合に移行する場合における地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の規定の適用については、当該事業年度開始の日から移行の日までの期間及び移行の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

(非出資組合への移行)

第四十九条の九 省 略

2 省 略

- 3 第一項の規定により出資組合が非出資組合に移行する場合における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び地方税法の規定の適用については、当該出資組合は、当該非出資組合に移行した時ににおいて解散したものとみなす。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一  
部改正) (施行)  
(置)

- 第一百一条 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

(中小企業団体の組織に関する法律の一  
部改正) (施行)

第四十五条 省 略

2~4 省 略

- 5 第一項の規定により非出資組合が事業年度の中途において出資組合に移行する場合における地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の規定の適用について

(出資組合への移行)

第四十九条の八 同 上

2~5 同 上

- 6 第一項の規定により非出資組合が事業年度の中途において出資組合に移行する場合における法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定の適用については、当該事業年度開始の日から移行の日までの期間及び移行の日の翌日から当該事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

(非出資組合への移行)

第四十九条の九 同 上

2 同 上

- 3 第一項の規定により出資組合が非出資組合に移行する場合における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法及び地方税法の規定の適用については、当該出資組合は、当該非出資組合に移行した時において解散したものとみなす。

(移行)

第四十五条 同 上

2~4 同 上

- 5 第一項の規定により非出資組合が事業年度の中途において出資組合に移行する場合における法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び地方税法（昭和二十五

ては、その事業年度開始の日から移行の日までの期間及び移行の日の翌日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

## 6 省 略

### 第四十六条 省 略

2 前項の規定により出資組合が非出資組合に移行する場合における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び地方税法の規定の適用については、その出資組合は、非出資組合に移行した時において解散したものとみなす。

### 3 省 略

#### （中小企業団体の組織に関する法律の一一部改正に伴う経過措置）

第一百三十三条 施行日前に前条の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律第四十五条第一項の規定により移行が行われた場合の事業年度については、なお従前の例による。

#### （建物の区分所有等に関する法律の一一部改正）

第一百四十四条 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）の一一部を次のように改正する。

#### （成立等）

### 第四十七条 省 略

### 2 ～ 12 省 略

13 管理組合法人は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」であるのは「公益法人等（管理組合法人並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（管理組合法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」であるのは「公益法人等（管理組合法人及び）」とする。

### 第四十六条 同 上

2 前項の規定により出資組合が非出資組合に移行する場合における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法及び地方税法の規定の適用については、その出資組合は、非出資組合に移行した時において解散したものとみなす。

### 3 同 上

### 14 省 略

### 14 同 上

年法律第二百二十六号）の規定の適用については、その事業年度開始の日から施行の日までの期間及び移行の日の翌日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

## 6 同 上

#### （成立等）

### 第四十七条 同 上

### 2 ～ 12 同 上

13 管理組合法人は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項及び第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（管理組合法人を除く。）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（管理組合法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（管理組合法人を除く。）」とする。

(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

第百五条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第十三条 法人である政党等は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」であるのは「公益法人等(政党交付金の交付を受けた政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第二百六号)第七条の二に規定する法人である政党等(以下「法人である政党等」という。)並びに「と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(法人である政党等を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(法人である政党等及び)とする。

## 2・3 省略

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第百六条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

### 附 則

(所得税法の一  
部改正に伴う経過措置)

第九十四条 附則第三十二条第二項に規定する存続組合は、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、同法別表第一に掲げる法人とみなす。

(法人税法の一  
部改正に伴う経過措置)

第九十六条 附則第三十二条第二項に規定する存続組合は、法人税法その他法人税に関する法令の規定及び地価税法(平成三年法律第六十九号)その他地価税に関する法令の規定の適用については、法人税法別表第二に掲げる法人とみなす。

## 2 省略

第十三条 法人である政党等は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(政党交付金の交付を受けた政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第二百六号)第七条の二に規定する法人である政党等(以下「法人である政党等」という。)を除く。)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(法人である政党等を含む。)」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(法人である政党等を除く。)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(法人である政党等を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(法人である政党等を除く。)」とする。

## 2・3 同上

### 附 則

(所得税法の一  
部改正に伴う経過措置)

第九十四条 附則第三十二条第二項に規定する存続組合は、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、同法別表第一第一号に掲げる法人とみなす。

(法人税法の一  
部改正に伴う経過措置)

第九十六条 附則第三十二条第二項に規定する存続組合は、法人税法その他法人税に関する法令の規定及び地価税法(平成三年法律第六十九号)その他地価税に関する法令の規定の適用については、法人税法別表第二第一号に掲げる法人とみなす。

## 2 同上

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一  
部改正)

第一百七条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第  
四十九号)の一部を次のように改正する。

第一百六十四条の二 事業組合は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法  
人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法  
人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同  
条第四項中「公益法人等」〔とあるのは「公益法人等(防災街区整備事業組合並  
びに)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「  
普通法人」とあるのは「普通法人(防災街区整備事業組合を含む。)」と、同条  
第三項中「公益法人等」〔とあるのは「公益法人等(防災街区整備事業組合及び  
業組合を除く。)」とする。〕とする。

2 省略

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第一百八条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正す  
る。

第四十六条 特定非営利活動法人は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その  
他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公  
益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には  
同条第四項中「公益法人等」〔とあるのは「公益法人等(特定非営利活動促進  
法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する法人(以下「特定非営利活動  
法人」という。)並びに〕と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第  
一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(特定非営利活動法人を含  
む。)」と、同条第三項中「公益法人等」〔とあるのは「公益法人等(特定非營  
利活動法人及び)と、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十八  
条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「み  
なされているもの(特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人について  
は、小規模な法人として政令で定めるものに限る。)」とする。

第一百六十四条の二 事業組合は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法  
人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法  
人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同  
条第四項及び第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(防災街区整備事  
業組合を除く。)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及  
び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(防災街区整備事業組合を含む。  
)」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(防災街区整備事  
業組合を除く。)」とする。

2 同上

第四十六条 特定非営利活動法人は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その  
他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公  
益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には  
は同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(特定非営利活動促進法  
(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する法人(以下「特定非営利活動法  
人」という。)」を除く。)」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益  
法人等(特定非営利活動法人を除く。)」と、同法第六十六条の規定を適用する  
場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(特定非營  
利活動法人を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人  
等(特定非営利活動法人を除く。)」と、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二  
十六号)第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの  
」を「みなされているもの(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第  
二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに  
限る。)」とする。

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正)  
第一百九条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

(課税の特例)

第十五条 省略

(課税の特例)

第十五条 同上

2 認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行おうとする中小企業者であつて、当該異分野連携新事業分野開拓に係る商品又は役務の需要の開拓の程度が経済産業大臣の定める基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものが、当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正)

第一百十条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

附 則

(所得税法の一  
部改正に伴う経過措置)

第一百五条 存続組合は、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、同法別表第一に掲げる法人とみなす。

(法人税法の一  
部改正に伴う経過措置)

第一百七条 存続組合は、法人税法その他法人税に関する法令の規定及び地価税法(平成三年法律第六十九号)その他地価税に関する法令の規定の適用については、法人税法別表第二に掲げる法人とみなす。

2 省略

(マハシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正)

第一百七条 存続組合は、法人税法その他法人税に関する法令の規定及び地価税法(平成三年法律第六十九号)その他地価税に関する法令の規定の適用については、法人税法別表第二第一号に掲げる法人とみなす。

2 同上

**第一百十一条** マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

**第四十四条** 組合は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等〔〕」とあるのは「公益法人等（マンション建替組合並びに〔〕）と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（マンション建替組合を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等〔〕」とあるのは「公益法人等（マンション建替組合及び〔〕）とする。

## 2 省略

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

**第一百十二条** 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改定する。

する。

### 附 則

（所得税法の一部改正）

**第八十八条** 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改定する。

第十条第一項第二号及び第三号、第十一项第二項及び第三項並びに第二十三条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

### （郵政民営化法の一部改正）

**第一百十三条** 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改定する。

（預入限度額の適用除外）  
第一百八条 前条の規定は、次に掲げる者が預金者等である場合については、適用しない。

**第四十四条** 組合は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項及び第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（マンション建替組合を除く。）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（マンション建替組合を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（マンション建替組合を除く。）」とする。

## 2 同上

（所得税法の一部改正）

**第八十八条** 同上

第十条第一項第二号及び第三号、第十一项第三項及び第四項並びに第二十三条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

### （預入限度額の適用除外）

第一百八条 同上

一 次に掲げる者であつて、その主たる事務所が他の一般の金融機関（旧郵便貯金法第十条第一項ただし書に規定する一般の金融機関をいう。）がない市町村

の区域として内閣総理大臣及び総務大臣が告示する区域に所在するもの

イ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一に掲げる内国法人  
ロ・ハ 省 略

## 二 省 略

### （郵政民営化法の一部改正に伴う経過措置）

第一百四条 旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人であつて一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財團法人として存続するもののうち、同法第六十三条第一項（同法第二百二十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（同法第三百三十二条第一項の規定により同法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。）は、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、前条の規定による改正後の郵政民営化法第八条第一号イの規定を適用する。

2 旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財團法人のうち、新所得税法別表第一に掲げる内国法人に該当しなくなつたもの（前項の規定により当該内國法人とみなされているもの並びに公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十九条第一項及び第二項の規定により同法第五条に規定する公益認定が取り消されたものを除く。）であつて、当該内國法人に該当しないことになった際（前項の規定により当該内國法人とみなされていたものにおいては、当該内國法人とみなされなくなった際）現にその郵政民営化法第七十七条第一号に掲げる預金等（当該預金等に係る契約において預入期間の定めのあるものに限る。以下この項において「既契約の預金等」という。）の額の合計額が同号に規定する控除した額を超えているものについての同条の規定については、既契約の預金等に係る契約において定める預入期間が経過するまでの間は、当該既契約の預金等に係る超過額は、同号に規定する合計額に算入しない。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の一部改正）  
第一百五条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ

一 同 上

イ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一第一号の表に掲げる法人  
ロ・ハ 同 上

## 二 同 上

る旧郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

（貯金総額の制限）

第十条 貯金総額は、一の預金者ごとに、住宅積立郵便貯金及び次項に規定する郵便貯金に係るものを除き千万円、住宅積立郵便貯金につき五十万円を超えてはならない。ただし、次に掲げる法人その他の団体のうちその主たる事務所が一般の金融機関（預金又は貯金の受入れを業とする者をいう。）がない市町村の区域として総務大臣が告示する区域に所在するものについては、この限りでない。

- 一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一に掲げる内国法人
- 二・三 省略

②・③ 省略

（貯金総額の制限）

第十条 同上

- 一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一第一号の表に掲げる法人
- 二・三 同上

②・③ 同上

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の一部改正に伴う経過措置）

第一百六条 旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人であつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、同法第二百六条第一項（同法第二百二十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（同法第二百三十二条第一項の規定により同法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。）は、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、前条の規定による改正後の旧郵便貯金法第十条第一項第一号の規定を適用する。

2 旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人のうち、新所得税法別表第一に掲げる内国法人に該当しなくなったもの（前項の規定により当該内国法人とみなされているもの並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十九条第一項及び第二項の規定により同法第五条に規定する公益認定が取り消されたものを除く。）であつて、当該内国法人に該当しないことになった際（前項の規定により当該内国法人とみなされていたものにおいては、当該内国法人とみなされなくなった際）現にその郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第五条第一項第一号に掲げる通常郵便貯金を除く。以下この項において同じ。）の総額が前条の規定による改正後の旧郵便貯金法第十条第

一項に規定する貯金総額の制限額を超えているものについての同項の規定の適用については、郵便貯金が同法第七条第一項第二号に規定する積立郵便貯金にあってはその据置期間が経過するまでの間、同項第三号に規定する定額郵便貯金にあっては同法第五十七条第一項に規定する期間が経過するまでの間又は同法第七条第一項第四号に規定する定期郵便貯金にあってはその預入期間が経過するまでの間は、当該郵便貯金に係る超過額は、同法第十一条第一項に規定する貯金総額に算入しない。

(建築士法等の一項を改正する法律の一項改正)

第一百七十七条 建築士法等の一項を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

附 則

(登録免許税法の一項改正)

第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第十三号中「第一百五十八号」を「第一百五十九号」に改める。

別表第一第一百五十八号を同表第一百五十九号とし、同表第一百五十四号から第一百五十七号までを一号ずつ繰り下げ、同表第一百五十三号の次に次のように加える。

百五十四 構造設計一級建築士等に係る登録講習機関の登録

		登録件数
(一)	建築士法第十条の二第一項第一号(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	一件につき九万円
(二)	建築士法第二十二条の二(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	一件につき九万円
(三)	建築士法第二十四条第二項(登録講習機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	一件につき九万円

百五十四 同 上

(一) 同 上			
	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上

別表第一第一百五十八号を同表第一百五十九号とし、同表第一百五十四号から第一百五十七号までを一号ずつ繰り下げ、同表第一百五十三号の次に次のように加える。

(登録免許税法の一項改正)  
第十一条 同 上

(株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一項改正)

第一百八十八条 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

(平成十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第五十九条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

正する。

別表第三の一の項の次に次のように加える。

一の二 株式会社 日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)	別表第一第一号から第二十四号までに掲げる登記又は登録(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第九号(定義)に規定する普通法人のうち資本金の額又は出資金の額が政令で定める金額以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社に係る債権を担保するために受けた先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。)	先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録については、第三欄の登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。
-------------------	----------------------------------	--	---

(罰則に関する経過措置)

第一百九十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第五十九条 同上

別表第三の一の項の次に次のように加える。

一の二 同上	同上	別表第一第一号から第二十四号までに掲げる登記又は登録(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第九号(定義)に規定する普通法人のうち資本金の額が政令で定める金額以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社に係る債権を担保するために受けた先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。)	同上
--------	----	---	----